

第4回 柏原市バリアフリー基本構想 協議会

堅下駅・法善寺駅周辺地区

資料

資料-1 第3回柏原市バリアフリー基本構想協議会 主な意見とその対応

資料-2 柏原市バリアフリー基本構想（素案）

資料-3 柏原市バリアフリー基本構想（素案）概要版

資料-4 バリアフリー空間確保にかかる電柱等の取扱いについて

資料-5 説明資料パワーポイント

第3回柏原市バリアフリー基本構想協議会 主な意見とその対応

| No. | 主な意見要旨 | 対応 | 備考 |
|-----|--|---|----|
| 1 | バリアフリーの意識を高めるといのはハード整備の印象が強いため表現を検討すること。 | ご意見の通り「高齢者、障がい者等への配慮」や「心のバリアフリー」といった文言に修正しました。 | |
| 2 | 整備時期について平成32年の目標年度を踏まえた時期設定を検討すること。 | 平成32年度以降は国の整備方針や水準が見直されると考えられるため、平成32年までに整備を実施する「短期」とそれ以降の「長期」という区分に変更しました。 | |
| 3 | 道路上の障害物の移設について、協議会から依頼文を作成してほしい。 | 依頼文の案を作成予定です。本協議会にてご確認いただきたいと思いますと考えております。 | |
| 4 | 自転車が歩道を通らない対策も検討すること。 | 交通安全教室の開催や自転車マナーアップキャンペーンによる啓発など自転車の走行マナーを向上させる取組を実施します。 | |
| 5 | バリアフリー教室の実施を検討すること。 | 心のバリアフリーに関する取組みの中でバリアフリー教室の開催を明記しました。今後、実施方法を含めて検討を進めてまいります。 | |
| 6 | 路側帯のカラー舗装の色について検討すること。 | 路側帯のカラー舗装は、歩行者や運転手の安全性の意識を高める効果があり、本市においても歩道のない通学路に緑のカラー舗装を実施しています。生活関連経路におけるバリアフリー化は歩道の設置が前提であり、本市においては歩道設置が難しい箇所について、安全対策によりできる限りの利用円滑化を図りたいと考えています。そこで、安全対策で一般的に用いられる路側帯の緑色の舗装を整備予定としています。 | |